## 総社市告示第27号

総社市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成17年総社市告示第64号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
(交付の対象者) 第3条 補助金の交付の対象となる者は、平成28年度までに自ら居住する 市内の住宅にシステムを設置した者とする。	(交付の対象者) 第3条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する市内の住宅にシステムを設置した者とする。
附則	附則
<u>(施行期日)</u>	
1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。 (この告示の失効)	この告示は、平成17年3月22日から施行する。
<u>(この日本の人物)</u>   2 この告示は、平成29年10月31日限り、その効力を失う。	

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。